

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十三号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の備考4を削る。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の備考3を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。